

子ども子育て交付金交付要綱等による交付額(2020年5月20日通知分)

事業区分	基	準	額
放課後児童健全育成事業(特定分)	1 放課後児童健全育成事業		※保護者徴収金充当可
	① 支援員等省令基準通りに配置	② 常時支援員1名のみ配置の場合	③ 補助員2名以上配置の場合
	(1) 年間開所日数250日以上		
	ア 基本額(1支援単位当たり年額)		
	(ア) 児童数1～19人 2,510,000-(19-支援単位児童数)×28,000	(ア) 児童数1～19人 2,510,000-(19-支援単位児童数)×28,000	(ア) 児童数1～19人 1,744,000-(19-支援単位児童数)×28,000
	(イ) 児童数20～35人 4,577,000-(36-支援単位児童数)×26,000	(イ) 児童数20～35人 3,866,000-(36-支援単位児童数)×25,000	(イ) 児童数20～35人 4,025,000-(36-支援単位児童数)×26,000
	(ウ) 児童数36～45人 4,577,000	(ウ) 児童数36～45人 3,866,000	(ウ) 児童数36～45人 4,025,000
	(エ) 児童数46～70人 4,577,000-(支援単位児童数-45)×63,000	(エ) 児童数46～70人 3,866,000-(支援単位児童数-45)×53,000	(エ) 児童数46～70人 4,025,000-(支援単位児童数-45)×56,000
	(オ) 児童数71人以上 2,917,000	(オ) 児童数71人以上 2,464,000	(オ) 児童数71人以上 2,565,000
	イ 開所日数加算(支援の単位当たり年額8h以上開所)		
	(年間開所日数-250日)×18,000	(年間開所日数-250日)×15,000	(年間開所日数-250日)×17,000
	ウ 長期休暇支援加算(長期休暇期間中支援単位を増やす場合)		
	開所日数×18,000	開所日数×15,000	開所日数×17,000
	エ 長時間加算		
	(ア) 平日6h超かつ18時超の年間平均時間数×399,000	(ア) 平日6h超かつ18時超の年間平均時間数×267,000	(ア) 平日6h超かつ18時超の年間平均時間数×322,000
	(イ) 長期休暇分(1日8h超の開所開所時間年間平均時間数×179,000	(イ) 長期休暇分(1日8h超の開所開所時間年間平均時間数×120,000	(イ) 長期休暇分(1日8h超の開所開所時間年間平均時間数×145,000
	(2) 年間開所日数200～249日(特例分)		
	ア 基本額(1支援単位当たり年額)		
	(ア) 児童数20人以上 3,011,000	(ア) 児童数20人以上 2,399,000	(ア) 児童数20人以上 2,470,000
	(イ) 児童数1～19人 1,701,000	(イ) 児童数1～19人 1,701,000	(イ) 児童数1～19人 1,021,000
	イ 長期休暇支援加算(長期休暇期間中支援単位を増やす場合)		
	開所日数×18,000	開所日数×15,000	開所日数×17,000
	ウ 長時間開所加算		
	平日8h超かつ18時超の年間平均時間数×399,000	平日8h超かつ18時超の年間平均時間数×267,000	平日8h超かつ18時超の年間平均時間数×322,000
	平日6h超かつ18時超の年間平均時間数×174,000		
2 放課後子ども環境整備事業(放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費)※実施主体は市町村又は市町村が適切と認めた者			
※保護者徴収金充当可及無し			
(1) 放課後児童クラブ設置促進事業		2020年度	2019年度
ア 放課後子ども教室と一体的に(15年5月21日付局長通知の別添2の3(1)③の事業を)実施する場合		13,000,000	13,000,000
イ 開所準備経費(礼金・賃借料(開所前月分))を含まない場合 (アを除く)		12,000,000	12,000,000
ウ 開所準備経費を含む場合 (アを除く)		12,600,000	12,600,000
(2) 放課後児童クラブ環境改善事業			
ア 放課後子ども教室と一体的に実施する場合			
(ア) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置する場合		2,000,000	2,000,000
(イ) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合		5,000,000	5,000,000
イ 開所準備経費を含まない場合(アを除く)		1,000,000	1,000,000
ウ 開所準備経費を含む場合 (アを除く)		1,600,000	1,600,000
(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業(障害児受入に必要な施設改修・備品購入等の経費)		1,000,000	1,000,000
(4) 倉庫設置整備事業(小学校の余裕教室を活用するために、教材等の保管場所を確保する)		3,000,000	3,000,000
3 放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費:(2)イ・ウ以外は月割り算定支給、一か月未満は1月として計算)			
※保護者徴収金充当不可			
(1) 障害児受入推進事業(専門知識を有する者の配置に要する費用)		1,900,000	1,847,000
(2) 放課後児童クラブ運営支援事業(民間アパート等を活用して15年度以降に新たに実施する場合。待機児童発生回避。行動計画に子供教室のと一体型の目標事業量記載があること)			
ア 賃借料補助(開所前月分及び礼金を含む)		1,900,000	2,996,000

一般分	イ移転関連費用補助(児童数増加対応の分割を対象とする)		2,500,000	2,500,000
		ウ土地借料補助	6,100,000	6,100,000
		(3)放課後児童クラブ送迎支援事業	493,000	479,000
		1 放課後児童支援員等処遇改善事業		
		(1)家庭、学校等との連絡および情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 支援の単位当たり年額	1,677,000	1,575,000
		(2) (1)に加え地域との連携・協力等の育氏支援に従事する常勤職員を配置 支援の単位当たり年額	3,158,000	3,012,000
		2 障害児受入強化推進事業 支援の単位当たり年額 ※保護者徴収金充当不可		
		(1)障害児を3人以上受け入れる場合	1,900,000	1,847,000
		(2)医療的ケア児を受け入れる場合	3,847,000	3,847,000
		3 小規模放課後児童クラブ支援事業 支援の単位当たり年額(月割り計算支給) ※保護者徴収金充当可	591,000	575,000
その他分	4 要支援児童等対応推進事業(要支援児童対応、関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置)		1,261,000	0
		1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業(期間が1年に満たない場合月額換算とする。その場合、1月に満たない期間は1月とみなす) ※保護者徴収金充当不可		
		支援の単位当たり年額(1)～(3)の合計額(1支援の単位当たりの基準額は904,000(19年度は896,000)円を上限とする。)		
		(1)放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり	129,000	128,000
		(2)おおむね経験年数5年以上の支援員で、一定の研修を受講した者 対象職員1人当たり	258,000	256,000
		(3) (2)の条件を満たす、おおむね10年以上の支援員で、事務所長(マネジメント)的立場にある者	288,000	384,000
		1 放課後児童健全育成事業(19年度は国10/10負担が、20年度は国・県・市町村各1/3負担に)		
		(1)新型コロナ感染症対策臨時休業時特別開所支援事業(1支援の単位当たり月額) ※1	11,000	10,200
		(2)新型コロナ感染症対策臨時特別開所人材確保支援事業(1支援の単位当たり月額) ※1	21,000	20,000
		(3)新型コロナ感染症対策臨時休業時特別支援事業(1支援の単位当たり月額) ※2	36,000	36,000
支援交付金対象各事業	同左特例措置分	(4)新型コロナ感染症対策臨時休校時特別人材確保支援事業(1支援の単位当たり月額)	26,000	26,000
		(5)新型コロナ感染症対策臨時休校時障害児受入推進事業(1支援の単位当たり月額) ※3	6,000	6,000
		(6)新型コロナ感染症対策臨時休業時障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり月額) ※4	6,000	6,000
		(7)新型コロナ感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化促進事業(1支援の単位当たり月額) ※5	12,000	12,000
		(8)新型コロナ感染症対策利用料減免事業(1人当たり月額) ※6	500	0
		2 子育て援助活動支援事業(2020年度は学童保育は非対象)	0	6,400
		3 放課後児童健全育成事業を含む該当事業における新型コロナ感染症拡大防止を図る事業(2019・2020年度通算で50万円になる予定)	500,000	
		※1 新型コロナ感染対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(既存の長期休業を除く)、平日において午前中から開所した場合の経費		
		※2 新型コロナ感染対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降、(既存の長期休業を除く)支援の単位を新たに設けて運営する場合の経費。この事業を利用して支援の単位を分割した場合、既存の支援の単位の自づ数が減少しても「放課後児童健全育成事業(特定分)」の基準額を減額しない。		
		※3 新型コロナ感染対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(既存の長期休業を除く)、平日において午前中から障害児を受け入れる場合に、必要な専門知識等を有する者の配置のに要する経費		
		※4 新型コロナ感染対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(既存の長期休業を除く)、平日において午前中から障害児を3人以上受け入れる場合に、(5)に加えて、必要な専門知識等を有する者の配置に要する経費		
		※5 新型コロナ感染対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(既存の長期休業を除く)、平日において午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に、必要な看護師等を配置するための経費		
		※6 新型コロナ感染拡大防止を図るため放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、市町村が保護者へ返還した場合等の経費補助		